



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	アメリカ合衆国における選挙権拡大の歴史過程 —成年男子普通選挙権まで—
Author(s)	小川, 晃一; OGAWA, Koichi
Citation	北大法学論集, 34(1), 43-77
Issue Date	1983-07-29
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16427">https://hdl.handle.net/2115/16427</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	34(1)_p43-77.pdf



## アメリカ合衆国における選挙権拡大の歴史過程

——成年男子普通選挙権まで——

小川 晃 一

有名な『憲法に関する思索』を書いたイギリス人L・S・エメリは、政府の選択としての選挙の意味を論じてこういつている。

よく論じられる比例代表制の問題について私が詳細に論じることをあなたがたは期待なさるまい。個々の投票者の意見をより正確に代表させようとの議論の多くは、ジョン・スチュアート・ミルの時代から、今日この見解のあくことを知らぬまた説得力のあ

るチャンピオン、故J・H・ハンフリー氏に到るまで、わが国憲法についての誤った観念と考えられるものに基づいている。われわれの憲法が「算術的憲法」でなく、また選挙の目的が想像上の「国民の意志」とか、あるいは——こういつた方がよいかもしいないが——「多数者の意志」とかを確めることではなくて、国民の同意をえて議会の中で効果的に事を運びうる政府を確認することであるとすれば、実効ある多数派をもって政府がつくられることの方が、政府がある特定の割合の有権者を代表するということよりも、一層重要である。

エメリーは、イギリス憲法における選挙の本質は、国民の同意をえた強力な政府をつくることであつて、国民のなかの意見、あるいは国民のなかの様々の意見をば、議会とか政府とかに正確に反映させることではないとしているのである。このような観念は、イギリスの中でも保守的といつてよいものであろうが、それはイギリスの最も伝統的な考えを現わしており、イギリス憲法論、あるいはイギリス的代表理論の本質的特徴をなすといつてよからう。

アメリカ人の考えはこれと対照的である。例えば、独立革命期の思想家ジョージ・ワシントン・アダムズをみてみよう。彼はこういふ。

代表的な立法部は、国民全体の正確な像であり、ミニアチュアであつて、国民と同じように考え、感じ、推論し、行動せねばならない。

彼はのち一層保守的になるが、それでも——新憲法の『擁護』のなかで——、「代表者の会議」においては、芸術におけると同じように、「肖像画の完璧性は類似にある」といつている。同じ頃、憲法制定会議においてジェームズ・ワイルソンは、「肖像は実物に似れば似るほどよい」と同じように、「立法部は社会全体の最も正確な模寫であり」、「国民の声の忠実な反映」でなければならぬ、としている。ワイルソンはともかく、保守的となつたアダムズさえ、政府は国民の意見をできるだけ正確に反映するものでなければ

ならないとしているのである。このような考えはアメリカの伝統的な考え、それも最も強力な伝統に属するといつてよい。代表についてこのような考えは、具体的にはつぎのような点に現われている。

- 一、早くから行われた普通選挙
- 二、早くからの多数の公職の選挙制

三、早くから人口に比例した議席の配分

四、早くからの議員への指示の重視

五、公職への候補者の決定をば——幹部会制パ、カ、ムからきりかえて——

早くから公開的なものとしたこと。ジャクソンの時代にすでに党大会での決定に移されたし、一九世紀末からはプライマリー制が広がつたこと

これらの諸点は、イギリスの最も強力な伝統と鮮かな対照をなしている。現在、人口に比例した議席の配分、あるいはそうした配分のための選挙区の再構成——これもアメリカ的であるが、その際しばしば「ゲリマンダー」がなされる——がいかに徹底してなされているかをみても、アメリカ的伝統のいかんは十分に納得されるであらう。

このようなアメリカの伝統は、△直接デモクラシー▽の伝統といふことができる。直接デモクラシーは、元来、民衆が直接統治にたずさわることを意味するであらうが、代表制についていえば、選出

母体のなかの個人々人すべての意見を集め、これを公平に統治に反映させることであるといつてよからう。この考えによれば、選挙人と代表者との関係は密接であればあるほどよいことになる。指示の立場さえ肯定されよう。直接デモクラシーの考えを最も簡明率直に述べたのはジェフソンである。<sup>(4)</sup>

もしこの言葉「共和国」に正確で明確な観念を付するとすれば、単純明快に私はこう云おう。それは、マジョリティによって定められたルールに従つて、直接にかつ自ら行動する市民大衆による政治を意味し、他のすべての政府は、その構造中に、こうした市民の直接的行動の要素をどれぐらい含むかに比例してそれだけ共和制的になると。このような政府は、明らかに、ごく少ない人口をもつごく狭い空間のものに限られる。そういうものが、ニュージーランドのタウンシップよりもより広い領域の所で可能かどうか疑問である。

他のすべての共和政体はこの理想的な共和制の尺度によつて善し悪しをはかるべきである。代表制はこの純粋なモデルからは隔つたものではあるが、それにできるだけ近いものでなければならぬ。

この純粋な要素「それは現実には存在しえない」からの最初の変異は、政府の権力が分立され、そのおのおのが、代理によるか、あるいは選挙区民の意志を表現する義務を怠らしめることのないよう短期間だけ選出される代表者かによつて行使される場合である。私はこのものを純粋な共和制に最も近く、かつ大きな州や人

口の多い所でも実行可能なものと考ええる。州憲法のいくつかにはその例がある。<sup>(5)</sup>

人びとの意見をできるだけ正確に反映せねばならないのであるから、代表制において議席は人口に見合つて配分されねばならない。彼は一八一九年メイン州の知事となる者に宛てた手紙のなかで、その憲法をたたえながらも、すべてのタウンに大ききにかかりなく一議席を与えていることの大きな誤りを指摘している。「平等の代表は、真の共和国においては基本的な原則であつて、いかなる先入見もこれを正当化しない」と。

ジャクソンの時代、アメリカのデモクラシーを観察したトクヴィルは、アメリカにおいては、ヨーロッパと違い、デモクラシー、あるいは人民主権の原理がいかに深くかつ広くうけいられ、現に機能しているかについて、こういつている。<sup>(7)</sup>

アメリカにおいては人民主権の原理は、若干の国民におけるように内容の空虚なものでなく、また隠れたところにあるものでもない。それは慣習により確認された法によつて宣言されている。それは思うままに拡大し、なんの障害もなく、その極限の結果にまで達している。アメリカこそ、われわれが人民主権を正しく評価し、社会現象へのその適用を研究し、その利害得失を判定できる世界の中の唯一の国である。

いうまでもなく、直接デモクラシーの伝統は、早くから民衆の社

会、政治生活の中心となった町（タウン・ミーティング）会につながつていよう。

一八世紀のヤンキーが政治に思いを巡らすとき、まず頭に浮ぶのは自分の町のことであり、人は町会で役員を選び、税額を決議し、町の運営がスムーズに行くよう手はずを整えた。町の主な事業は、今日なお地方政治の基本的事項である道路、橋、学校、それに貧困者に関連するものであった。しかし植民地時代のニューイングランドの町は、町域内のことはすべて決定権があると主張していた。……町はまた住民の風紀にも注意を向けた。……しかし実際は、ときには植民地政府が地方の紛争に介入し、解決法を住民に示すこともあった。<sup>(8)</sup>

ニューイングランドでは人びとは、植民地以上に自分のタウンを愛し、社会、政治生活において集団的の一体感をもち、これを維持しようとした。このためタウンは、タウンへの経済的負担を加重させないためでもあるが、タウンへの受けいれを慎重に制限した。町会には、しばしば植民地の法律で規定された土地・財産資格を欠く者にも出席が認められている。独立革命前のマサチューセッツ、コンコードの場合をみると、いかに多くの人びとがこれに出席する権利をもっていたかがわかる。<sup>(9)</sup>

実に多くの住民が、町のこの権力行使に加わることができた。

マサチューセッツで町の選挙の投票権を得るのには、二一歳の男子で、前年から町に住み、町の財産評定人の査定で、年間三ポ

ド六シリング八ペンスで賃貸できる地所を所有していればよかった。これは一般労働者の賃金一ヶ月分にすぎず、コンコードのような田舎町では、ほとんどの住民はこの土地所有の条件を満たすことができた。一七七一年には、コンコードの住民一〇人中七人までがこの資格があった。資格のないのは、成人したての農家の息子と、生計の資を他人に頼っている日雇労働者と召使であった。一八世紀のマサチューセッツで政治に参加するには、他人の気まぐれに支配されずに判断でき、野心家の金による誘惑に乗らないだけの条件を備えている必要があった。

アメリカにおける政治をみるにはまずもってタウンの政治を念頭におかねばならない。トクヴィルは、「この出発点により説明しえないものは一つもない。一つの意見、一つの習性、一つの法律、また一つの事件をとってみてさえそうである」といった。<sup>(10)</sup> アメリカにおける選挙権や代表の発展をみるにも、タウンや町会を念頭におかねばならない。タウン内の政治文化はやがてより広い範囲での政治に滲透してゆくであろうし、また、植民地時代、植民地議会の選出母体はタウンであったからである。独立革命はタウンに「隠れていた」ものを広げ一般的にする道を開いただけである、とトクヴィルはいっている。<sup>(11)</sup>

アメリカにおける選挙権の歴史をみるには、まず、イギリスの制度をみておかねばならない。というのは、植民地時代の初期におい

ては、選挙と投票の条件は、おおむねイギリスにおいて理論的に通用していた制度からきたからである。イギリスにおいては、大きくいって二つのタイプの選挙権付与の条件があった。一つは州におけるもの、もう一つはバラーにおけるものである。州における選挙権の条件は画一的で、中世末一四三〇年以来、「あらゆる負担をすまして後少なくとも年四〇シリングの収益をもつ自由地ないし不動産」をもつというものである。バラーにおける選挙権はバラーによって異なる。必ずしも土地所有とは結びつかない。このようなイギリスのモデルを最もよくうけついでた例は一六八三年のニューヨーク州憲章——自由と特権に関するニューヨーク州憲章——の例である。そこには、「この植民地内に住むすべての自由土地所有者、及びすべての都市団体<sup>コーポレーション</sup>内のすべてのフリーマンは、いかなる強制も負担も課されることなく、代表者の選出において自由に選択し投票をなすものであり、マジヨリテイの声によって決定が行われる。ここで自由土地所有者とはイギリス法によりそうとされているすべてのものである」と述べられている。植民地は大部分憲章によってつくられたのであり、憲章は植民地人にイギリス人のもつ権利すべてを与えらるものであったから、選挙権資格がアメリカにひきつがれたのも当然といえる。本国政府は——ひきつがない植民地には——これを強制もした。

しかしながら、イギリスの制度はそのままアメリカに移されるものではなかったし、ましてアメリカにおいてそのまま発展したのではない。土地はアメリカの方がイギリスより一層重視せられた。アメリカでは、ずっと後になるまで、土地以外の財産はイギリスにおけるほどには重要ではなかった。他方、土地は豊富にあり、土地所有という観点からすれば、選挙権の拡大に有利となった。もう一つイギリスの場合と比較して重要な相違点をあげれば、イギリスにおいては、選挙区内への居住は選挙権（及び公職）の条件としては必須のものとはされなくなってきたが、アメリカではしだいにこれが条件に加えられるということである。アメリカ人たちは広い植民地内で奥へ奥へとひんばんに移動し居住の安定性がなかったのである。実際西部の開拓、あるいは西部はそもその初めから、選挙権拡大、あるいは民主主義の発展においてきわめて重要な問題となってくる。このことは行論において明らかにしよう。

本稿の目的は、アメリカにおいて選挙権がいかに広がっていったか、その過程を、ほぼ一九世紀半ばまで追うものである。この時点までで白人男子の普通選挙権は殆ど実現されたからである。従って、黒人及び婦人の参政権の問題はここには殆ど含まれない。

## 二

アメリカにおいても最も伝統的な有権者資格は、財産資格、なかく最も古いのは土地所有である。植民地時代、植民地は最初商事会社のようなものとせられ、選挙権は、株主が会社でもつ投票権と同じようなものであると考えられた。株は植民地にもっている土地であり、この土地所有が選挙権の条件となった。一六二一年頃のマサチューセッツはその最も良い例である。そこでは単に居住しているだけのものには選挙権は与えられず、いかなる者も「会社の自由」[Freedom of the Company]をもつ（つまり、不動産の所有を意味する）までは投票することができなかった。会社に入る権利にやがて制限が設けられたり、植民地が完全に政治制度になったりしたときにも、この考えは植民地時代二〇〇年間通用し、同じ種類の条件が維持されたのである。ただ、土地所有の条件にも変化がある。最初は土地の大きさに条件は付されていなかったが、後、定住が進み、排他性が強まってくると、所有のミニマムの条件を課するようになった。イギリスでのように土地からの収益の額で定める場合もあったし、土地の価格そのものできめる場合もあったし、あるいは土地の大きさをきめる場合もあった。収益ないし土地の価格できめ

たのは、人口が比較的稠密なニューイングランドとニューヨークで、その外は大きさであった。大きさできめる場合には、都市と農村で不公平が生ずる。従ってやがて、イギリスでのように、都市での条件と、農村での条件に区別が設けられるようになる。革命直前のヴァージニアでは、五〇エーカーの荒地をもつもの、二五エーカーの耕作地をもつもの、二二フット平方の家をもつもの、町で二フット平方の家屋敷をもつもの、いずれも有権者になりえた。このように条件は択一的となってゆく。こうした併用には、土地所有にやがて財産一般の所有が加わってゆく。

住民のタイプが多様化し、植民者の関心が広がって行くに従い、コミュニティの政治に関与する資格を土地所有のみに限ることはできなくなった。人種、ひふの色、性、年齢、宗教、居住、等が選挙権付与の条件として考慮されるようになる。理論的にいえば、植民地問題に真摯な関心をもつ者のみが選挙権を与えらるべきだとされ、この条件を満すのに、様々の具体的な条件が課されたのである。その具体的な条件は植民地によって異っていた。マサチューセッツでは、教会に所属する者のみがコミュニティに真摯な関心をもつ、とピューリタンは考えた。従って一六三〇年植民地総会議 General Court のうちの被選出メンバーは、教会員であるフリーマンが選ぶものとせられ、フリーマンとして政治社会のメンバーと

なるのは、ユングリゲーションとして組織された教会のメンバーのみとされるのである。一六三二年の法にいう。「将来、この政治体の境界内にある教会メンバーであるような者でなければ、いかなる者といえども、この政治体の自由を認められない。」教会と国家とは密接に接合し、世俗的権力は、正統信仰を維持し、異端を罰するまでに手を伸した。新しい教会の承認には、為政者と現存する教会の長老たちの同意が必要であった。こうして四分の三以上の人たちが宗教上のテストによって政治体から除かれてしまったとい<sup>(13)</sup>う。一六六四年イギリス本国政府からこの宗教テストの除去が求められたが、実質的にはその後二〇年ほど続いた。二四歳以上のよき性格のもの（その証明書が必要）で、世帯主となっている居住者であって、人頭税に加うるに一〇シリングの税金を支払う自由土地所有者も選挙権を与えられたが、これに該当するものは教会メンバー以外には実際にはほとんどいなかったのである。ニューヘヴンの神政政治はより短命（一六三九—一六四年）であったが、ニューイングランドの植民地では、正統的な教会員とせられない場合にも、道德的性格が問題にせられた。プリマスにおいては、「うそつき、のんだくれ、悪たいつき等、法廷によって醜聞ありと判定されたもの」は、選挙権を奪われた。一三植民地全体ではないが、パプティスト、クエーカー、カトリック、ユダヤ教徒はしばしば選挙権を奪

われた。サウスカロライナにおいても、一七一六年、厳しい財産資格とともに、宗教上のテストが求められ、かつそのうえ、ユダヤ人と自由な黒人も除かれた<sup>(14)</sup>。ただ、道德上の条件はほとんどニューイングランドに限られている。ニューヨーク州では、面積ではなく価格による自由土地所有が選挙権資格をなしていたが、同時に、オルバニー及びニューヨーク市では、徒弟修業あるいは購入によってフリーマンの資格をえたものにも選挙権は与えられた。ニューヨーク市では土地のないフリーマンが有権者の四〇パーセントを占めていたとい<sup>(15)</sup>う。

革命時まで堅固に土地所有資格を維持していたのは、一三の植民地のうち七つである。ロードアイランドは、極めて保守的であり、一七六七年になっても、四〇ポンドの土地をもつか、年間四〇シリングの小作料をうる土地をもつかせねばならなかった。この州は一九世紀に入ってから保守的な制度をなかなか変えない<sup>(16)</sup>。ジョージアでは五〇エーカーの土地を持たねばならなかった。もっともジョージアでは、ニューイングランドに比べ、土地は安く、五〇エーカーの土地は比較的安く手に入った（ニューイングランドでは五〇ポンドの土地をもつ方が容易であった）。ニューハンプシャー、ニューヨーク、ニュージャージーが土地所有を条件としていたし、また、南部のノースカロライナ、ヴァージニアもそうであった。ノースカロライ

ナとヴァージニアとは、南部アリストクラシーが強力なところである。ここでは大プランターを中心とするジェントリーのアリストクラシーが支配しており、彼らと、小農民、貧困白人、黒人奴隷との間には歴然とした階級差別が存在した。政治問題は地主ジェントリー・プランターにより処理されていた。非妥協的な選挙権資格（財産資格）が最後まで残存するのもここである。ここには西部を開拓しようという民主的パイオニアも、北部都市をみたく騒々しい労働者もやっけてこず、そのため両州はながく保守的な選挙権資格を維持することができたのである。

残る六つの植民地では、土地所有に、財産一般をも併用した。これは、都市、あるいは商工業者に譲歩がなされたことを示す。マサチューセツとコネティカットは、いずれも年四〇シリングの収益をもたらず土地所有か、あるいは四〇ポンドの価値ある財産である。ペンシルバニア、デラウェア、メリーランドでは、五〇エーカーの土地の所有か、あるいは五〇ポンド（ペンシルバニア）、ないし四〇ポンドの価値ある財産の所有かである。サウスカロライナは複雑で、課税されている一〇〇エーカーの土地の所有か、同じく課税されている六〇ポンドの価値ある家屋敷か、あるいは二〇シリングの納税かである。

多くの植民地では財産資格のほかに様々の資格が選挙権の条件と

して加えられたのであった。その場合の基準や原理はそれほど堅固なものでも一貫したものでもなかった。ニューイングランドでは、

よき性格のものが選挙権をもつとされることが多かったが、これでは様々のタイプのものが含まれることになるし、またよき性格をもつかどうかはあいまいであらざるをえなかった。有権者自身がよき性格のものであるかどうかをあかしする場合も少なくなかったのである。資格条件は、ある著者によれば通常二つの原理に基づいていたという。<sup>(1)</sup>一つは、**▲権利観**といえるような原理、もう一つは、**▲国の福祉観**といえるような原理であった。最初のものは、

人が選挙権をもつのは、財産をもつからであるとか、居住者であるからとか、納税しているからであるとか、あるいは端的に自然権に基づくからとか、というように権利の観点から基礎づけられる。コミュニティに対する——よきあしき——影響とかは問題にならない。

ノンコンフォーミストも、財産権が認められているがゆえに選挙権をもつとか、あるいは、居住していないものも、選挙区内に財産をもち、財産をもつものに選挙権が与えられているから選挙権をもつとか、とされた。こうした権利観は出現したのが早く、時代により新しい資格条件が出され、新しい根拠が提出されながらも、ながく維持された。もう一つの原理は、**▲国**の福祉に関係づけられるいわば**▲功利的**な観点である。この観点は狭い会社団体の観念が捨てら

れるとともに発展したものであり、主としてピューリタンによって力説された。教会の成員ではないから、罪人であるから、長く居住していないから——国の利益になるまいから——選挙権は与えられないというのである。しかし、この原理は資格を明確に区切りうるものではない。それはなかく維持されるが、権利観と完全に分離されて主張されることはなかった。

独立革命以前でさえ各植民地において、有権者の範囲は広がっていた。例えば、マサチューセッツにおいては、四〇シリングの自由土地所有者か、四〇ポンドの財産を所有する者は、成年男子の八五パーセント以上を占めた。農民は大部分そうであったし、都市や町でも多くは四〇ポンド以上の財産をもつ熟練した職人か店主であった。<sup>18)</sup>投票者の範囲は広がっており、選挙権をもつものがたないものに対し、拡大を拒む根拠を失っていた。

選挙権の拡大に、ピューリタニズムがどのように影響したかは、極めて興味のある問題であるが、そう簡単な考察ではすまされない。ここでは簡単な示唆だけに止めたい。すでに述べたところからも推察できるように、厳格な一七世紀的ピューリタニズムは、直接的には、選挙権の拡大よりはむしろ縮小の方向へと働いたのである。それは統治者による統制の強化をとくことはあっても、デモクラシーに対しては敵対的であった。このことはウインスロープやコ

ットンの言説によってもわかる。コットンは、神がデモクラシーをば、「教会及び国家いずれにも適切な政府形態として命ずる」ことは決してなかった、と明言している。<sup>19)</sup>国家は確かに人びとの契約によってつくられるが、契約は一回限りのものであり、不断の民主的コントロールを基礎づけるものではない。「契約の当事者になって後は、一般の人びとは一般的な指示をするだけに満足すべきであり、統治は彼らよりも有能な人びと——彼らにはできない——、一般的なことから特殊なことへと論理的結論を演繹することができるような人びとに委ねるべきである」と、ウインスロープはいう。では、ピューリタニズムは、間接的には選挙権の拡大に貢献したであろうか。例えば、産業の発展が一定の仕方では選挙権の拡大をもたらす、そして産業の発展はピューリタニズムによって促進される、というように。一八世紀半ばにかけて教会の説教において、大西洋の両側のイギリス国民は繁栄し、この繁栄はイギリス人がプロテスタントの国民であることによると説かれていた。果してそうであらうか。少なくともいえることは、一八世紀前半のプロテスタントはもはや厳しく暗い一七世紀のそれではなく、アルミニアン的なものであったということである。何らかの社会的変動が産業の発展をもたらすとともに、ピューリタンの性格をも変えしめたとはいえないだろうか。それとも、一七世紀のピューリタニズムが、アルミニアンのに

なり、これによって、産業を發達せしめた、といえるのであらうか。では、一七世紀のビュリタンはアルミニオンになる何らかの必然性をもっていたのだらうか。自由意志の否定の教義から、その肯定の教義に。ここに論理的な断絶があるというとなれば、断絶をどびこえさせたものは何であらうか。それは一七世紀的な正統派的教義ではありえない。それは△第三のもの▽であるに違いない。さらにいえば、産業の發達のダイナミックスは、正統的ビュリタニズムの教義や心情よりはアルミニオンのものであったとはいえないだらうか。

革命前選挙権はかなり広がっていた。しかし社会が平等化されたわけではないことはいうまでもない。逆に社会は階層的であった。

……人間の生涯においてかくも明らかな、力と性格と境遇の著しい多様性は宇宙の至高の統治者の慈悲と英知を典型的に証すものである。この巨大なる多様性から、あるものは優越と傑出とに、他のものは依存と服従とに自然に導かれる。この△自然の▽相連の上にさらに社会は、様々の成員に対し、最上層の統治者から最下層の臣民へといった段階的な上下の序列に従って様々な名譽と特権を与える。(ウイリアム・リヴィングストン)<sup>(20)</sup>

これが急進主義者の見方である。ちなみに、植民地時代末期の財産所有状態をみると、植民地全体で、五〇〇ポンド以上の財産をもつものは、成人白人の三〇パーセントであった。<sup>(21)</sup>このうち、

二〇〇ポンド以下の△中庸でいど▽の財産をもつものは三分の二ほど(従って成人白人の二〇パーセントほど)である。  
二〇〇〇ポンドから五〇〇〇ポンドまでは△富裕▽といえる人たち、五〇〇〇ポンド以上が△富豪▽といえる人たちであった。  
この人たちが成人白人の一〇パーセントほどである。

独立以前の、世紀半ば、富裕なものはますます富裕になり、生活様式は一層ぜいたくになった。が、真の貴族は少ない。最も有力なリーダーは都市の商人や、よく働く奴隷所有者の土地経営者であった。ほとんどの植民地においても富裕な者が植民地の上位を支配していたし、何のためにもなく権力を揮って政府から土地をゆずりうけたりしていた。革命前植民地の政治を動かしていたのは、上層の一〇パーセントほどの人たちであったという。

ニューハンプシャーからサウスカロライナまでの六つの州(この二つのはかに、ニューヨーク、ニュージャージー、メリーランド、ヴァージニア)議会は同じ性格をもっている。六州でファミリーと職人とはおそらく有権者の三分の二から四分の三ほどのものを含んでいようが、彼らを代表する人々を自分と同じ地位のものから選ぶことはめつたにない。そういう階級のもの五人のうちの一をこえることはない。ゆうに三分の一のものが商人及び法律家その他専門職の人たちであり、残り大部分のものは大土地所有者であった。植民地人の一〇パーセントほどにすぎないものが富裕あるいは富豪のものであるが、これらの経済的エリート

が少なくとも議員の八五パーセントを占めている。植民地社会は社会的移動のある社会であり、三〇パーセントほどのものが一代の努力によって高い地位に上つたであろうが、より多くの人たちは著名で由緒ある家柄の出である。<sup>(22)</sup>

旧世界の伝統は多かれ少なかれ新世界にもたらされたであろうし、富や力をもち、高い教養と広い経験をもつものが比較的少ない社会においては、少数のものにリーダーシップの役割が与えられるのも当然といえる。

海岸地方と、より奥の西部の地方との相違も顕著になりつつあった。海岸地方は大土地所有者や商人たちによって支配されていたが、西部では、開拓者たちは孤立し、移動しがちで、しばしば政府のない状態にあり、自然権の観念が容易に滲透しうる状態であった。一般の人たちと統治をする役人との間には、伝統や法律によって妨げられることのない密接な人間関係があるというデモクラシーの観念が広まりつつあった。フロンティアのポピュリズムの端初はすでに革命前にも現われている。植民地議会の議席のより公平な再配分の要求もでていた。

独立革命前、最初の反抗運動が始まった段階においてすでに政治形態は変化をみせはじめた。ヴァージニア、メリーランド、ペンシル

バニア、ニューハンプシャー、ニュージャージー、両カロライナ、マサチューセッツの八つの植民地で開かれた会議や大会において、ちゅうちょしながらではあったが、革命的な動きが始まっていた。<sup>(23)</sup> 法的根拠をもたない一院制立法部がつくられたのである。それは、国王やイギリス議会の権威にはなく、選挙民の権威に基づくのであり、抑圧に抵抗する自然権によるともせられた。こうして、有権者の範囲は広げられ、以前あまり代表されていなかった人びとやコミュニティ（多くは西方にある）をも含むようになった。一層多くの人びとが選挙に参加し、一層多くの人びとが大会に出席するようになった。以前総督や総会議によって選ばれていた人たちを、こういう人たちが選ぶようになったし、大衆集会を通じて一般の人びとは意見を表明し、投票し、経験をつんだ。大きな町だけではなく、小さな町においても、こうした現象はみられた。多くの人にとってこれはデモクラシーへの歩みであった。

独立革命の影響は政治を担当する政治的階層の変化に明確にみとめられる。<sup>(24)</sup> 一七六五年と一七八四年の議会のメンバーを比べてもわかる。権力の重心は、一つは、海岸線からより内陸部に移ったし、もう一つは、議員が富豪や名門以下の層からも多く選ばれるようになった。前記六つの邦をみると、富豪層の割合は、一七六五年の四六パーセントから二二パーセント、名門のものは、四〇パーセント

から一六パーセントへと低下している。これらの人びとは大部分古くからの町や、商業的農業地帯の人たちであった。富裕層も議員になったが、その割合は五分の四から半分ほどに下った。変化は、ヴァージニアでは緩慢で、ニューハンプシャーやニュージャーシーでは急速であった。マサチューセッツにおいてさえ、富豪及び富裕層の割合は五〇パーセントから二一・五パーセントへと下つてゐる。普通のヨーマンや職人層までも選ばれるようになったのである。こうした人たちは、革命の前後で割合が二倍になったと思われる。とりわけ北部ではそうであり、ここではマジョリティを占めるようにさえなった。有権者は代表者をは、エリート層に限らず、自分と同じような人たちも多く選ぶようになったのである。この傾向は北部ではすでに革命前からあったが、いまや議会の性格は革命的に変わった。この傾向は、ウィッグの人たちの嘆き恐れるところである。一七八六年あるニューイングランドの思慮ある人物は、邦がかつてと異り、より悪しき統治下にあるとし、その理由をば、「センスがあり財産のある人たちがあの戦争の民衆的精神のおかげで極度に力を失ったから<sup>(25)</sup>」としている。

独立革命は重要であり、アメリカ人の政治生活にごく大きな影響を与えはしたが、これを選挙権拡大の観点からみると、影響はそれほど大きくはない。少なくとも、選挙権資格が一変したということ

はできない。財産資格はいずれの邦でも維持されている。確かに『独立宣言』には、すべてのものは平等なものとしてつくられ、政府はその正当な権力を被治者の同意からえる、とされてはいる。しかし、初期の各邦憲法でこのテーゼを支持するような文言は殆ど見出されない。メリーランド憲法（一七七六年）では、「コミュニニティ内に財産をもち、コミュニニティに共通の関心をもち、またコミュニニティに愛着をもつものはすべて選挙権をもたねばならない」としてゐるし、ヴァージニア憲法（同年）では、「コミュニニティに変らざる共通の関心をもつ十分なあかしをもち、コミュニニティに愛着をもつものはすべて選挙権をもつ」とされているだけである。確かに、メリーランド、ニューヨーク、サウスカロライナでは資格条件は緩められ、ニュージャーシーとジョージアでは土地所有は財産所有へと変えられた（後者では職工にも権利が付与された）。ペンシルバニアとノースカロライナでは財産資格は納税資格に変えられた。しかし、一三の邦のうち四つは従来そのままであつたし、マサチューセッツではかえて資格条件は、きつくせられた。革命時すでに選挙権は確かにかなり広がつており（サウスカロライナでは、不動産所有者とともに、納税者にも選挙権が与えられていた）、変革の余地は大きくはありえなかつたといえるかもしれない。しかし、普通選挙への道のりはまだかなりあつたのである。革命時代の政治家はこ

れをいそがなかった。彼らは革命に有頂天になったのではなく、そのリーダーたちは謹厳で保守的でさえあった。反動的な制度さえ導入されたのである。選挙権は革命時広がりはしたが、それも他の時期とそう変らないベースにおいてであった。

独立革命が納税を重要な選挙権付与の資格条件とせしめたことは、当然といえば当然といえる。革命の重要なイデオロギーの一つは、「代表なければ課税なし」であったのだ。このスローガンは、プレントリー出身のジョン・アダムズという無名の弁護士が起草し広く新聞で流布された「プレントリー決議」に現われている。「決議」は印紙税法を経済的かつ法的観点から攻撃した。印紙税は「負担の重い税」で、日常生活に耐え難い負担をかけ、「アメリカから現金を奪い去り、多くの人びとから財産を取りあげ、人びとを乞食同然の状態に陥れる」恐れがあり、しかも、この法律は単に財産に対する攻撃にとどまらず、「アメリカ人から基本的権利をも奪う」ものである。「自由人は何びとといえども、本人もしくはその代理人による承諾なしに、一切の課税をうけるものではない」ということ、これは憲法の崇高かつ基本的な原則である、とわれわれは理解してきた」と明言する。アメリカ人がイギリス議会に、代表を送っていない以上、印紙税法が違法であることは明白であるというのである。この主張は当時のイギリス議会に対してはそれほど説得的と

はいい難かった。《実質的代表》<sup>(26)</sup> virtual representation の考えがそこでは支配していたからである。しかし、アメリカ人が主張すれば、この主張はアメリカ人自身にはねかえり、自分たちを拘束せざるをえない。事実そうなつてゆく。納税を選挙権資格の一つとしていたのは、革命前はサウスカロライナのみであった。ところが、「代表なければ課税なし」という革命のスローガンは、容易に財産資格を納税資格に変え、これを選挙権資格とする立場を導く。納税している以上、そこでは当然代表が送られ、課税が承認されているべきものであり、代表による承認がなければ租税はありえないことになるからである。このスローガンは、国内的に適用されることによつて、選挙権の資格条件を変えてゆくのである。

ただ、革命によつて財産資格は廃されたわけではない。一三の邦すべてでそれはなお維持されたし、五つの州ではそれも固定財産でなければならなかった。このいみでは革命によつて選挙権は大幅に変わったわけではない。にもかかわらず、一八世紀末には古くからのイギリス的な原理、選挙権は不動産所有とともにあるという原理、あるいは、選挙権は共同体への物質的な関心をもつものに与えらるべきだという觀念に立つ原理が崩れてゆくのである。崩壊は二段階<sup>(27)</sup>を経る。

一、不動産に人格を変える、あるいは、不動産に財産所有を変え

る。

二、財産所有（いかなる財産でもよい）に納税を変える。

革命は——不動産所有から納税だけへの変化——この変化のプロセスの最中に起ったのだといってよい。宗教的・道徳的な資格は植民地時代の終り頃には殆ど消え去っており、二度と目の目をみることはなかつた。こうした過程を典型的に辿るのはマサチューセッツである。最初に不動産資格が、ついで人格との二者択一が、つぎに納税資格が課される、そして最後にこれも撤廃されるのである。

「代表なければ課税なし」というイデオロギーは、革命の進行とともに色あせてくる。このイデオロギーではカバーできない国内的対立が顕在化してくるからである。それは急進民主主義的勢力の台頭とそれへの対抗である。「財産の代表」と「人（権）の代表」の観念の対抗であるといつてもよい。革命が成功するまでは、財産の代表の観念と人（権）の代表の観念は、あからさまに衝突することがなかった。革命の主要な攻撃目標は、いずれの代表の観念をとろうとも、**△非代表的な▽君主制**であった。人あるいは人権に基づく代表は、**財産の代表**——財産権は人格に含まれるとみられた——を含むものと考えられた。ところが、革命が終り、非代表的な君主制が攻撃目標の視野から消えると、双方の相違が顕在化してくる。人権あるいは自然権は所有権以上のものであり、人間は財産以上のものである

ことが主張せられる。ペイン、フランクリン、ジェファソンはこういう思想を表明した。他方、**△貴族的▽民主主義者**は、到る所、アナキズム、階級の平準化、財産と伝統への軽視が広まりつつあるとみ、大衆民主主義に対する危惧感を抱くようになる。この危惧は『フェデラリスト』のなかによく表明されている。マジソンはいう<sup>(28)</sup>。「文明が進んだ国ではどこでも、国民は様々の階級に分れる。

……とりわけ富める者と貧しい者の差異が生ずるのである。……人口の増加は必然的に苦しい生活の条件で働く人びと、恵みのより一層平等な配分を心ひそかにあこがれる人びとの割合を増し、やがて貧困の感情をもたない人たちの数にまさるようになる。水平化を進めようとする熱情はここかしこに現われており、選挙権を広げるなら、権力は貧困階級に移ってしまうに違いない。こうして「危険は共和国の原理にたつていかにして防ぎえようか」と問わざるをえなくなる。民衆の権力の増大に対して保障する道は、これを抑制する安定的な制度をつくることである。行政府、司法、第二院はそうしたものであり、これらのものは、民衆の声となるよりは、民衆の力に対する抑制となり、デモクラシーに特有な行き過ぎを鎮静するものとなる。ここには様々の利益の抑制と均衡の観念がある。マジソン、ハミルトン、モリス知事たちは、人間を個々人としてみるのではなく、あるタイプの利益<sup>インテレスト</sup>の保有者とみる。政府は、意見

を実現するものではなくて、これら利益を適切に処理するものである。それぞれの利益は比重づけられ、その際人数なるものは適切に比重を与えらるべき一要素にすぎず、このほか、財産所有とか、国民の福祉とか、権力欲とか、が比重を与えられねばならない。そして全体が均衡せしめられねばならない。<sup>(29)</sup>

この考えは、社会全体内でも利益の抑制均衡の観念として現わされるが、制度的には憲法に具体化される。実際、立憲主義は、それ自体、安定化と保守化の機能を営む。それは一方では確かに、政府権力が専制的になることを防ぐという「急進的な」面をもつが、他方、保守的な側面をももっている。現在の事がらが過去に作られた条文により制約されることになるから。アメリカ憲法は過去の原則の固定的表現という意味を含んでいる。ジョン・アダムズ、マジソン、マシーナル等の思想家は、憲法の安定的な役割を認めてこれを力説した。革命期の最初の憲法は永久の制度として作成され、そのため修正の手續はごくむずかしいものとせられた。憲法条項は神聖なものと考えられたのである。新しいアメリカ社会には流動性及び自由な個人主義が台頭していたとはいえ、社会的支配と従属という植民地時代の慣習はなお残っていた。

連邦憲法制定の過程で、連邦下院は人民により選ばれる議員から構成される、という意見でかたまつた（第一編第二節「一項」）「下

院は、各州人民が二年ごとに選出する議員で組織する」。しかし、有権者資格を定める議論が始まると、代議員たちは非常な困難に逢着した。各邦で資格は異っていた。もし画一的な有権者資格が定められると、憲法の批准が不可能となってしまう恐れがあった。とくに、憲法によって選挙権を奪われてしまう者は憲法に反対するであろう。これがなくてさえ、批准の見通しはそれほど明るいものではないのに、そうなれば批准反対はさらに増すに違いない。これは得策ではなかった。他方、代議員たちは、それぞれ各邦での制限がきつすぎるとは考えておらず、従って民衆の賛同をうるために、画一的に低い制限を設ける気にはならなかった。こうして、連邦下院議員の選挙権資格は各州が定めるものとし、連邦憲法には具体的に規定を設けないこととした（第一編第二節「一項後半」）には、「各州における選挙人は、州立法部中議員数の多い方の一院の選挙人の資格要件を備えることを要する」としているだけである。

こうして独立以来数多くの規定が州憲法中に設けられ、この規定が選挙権資格の基礎となつてゆく。各州は主に憲法によって選挙権資格を定めようとするからである。従つて選挙権の歴史はほとんど州憲法制定（改正）史の一部である。それは選挙権の問題に関する思想の流れを示す。従つて、州の憲法制定会議、及びその記録は極めて重要である。選挙権の問題をみるのに、確かにさらに州議會で

の立法過程を検討する必要がある。しかし州議会での立法はあまり重要性をもたない。それは投票区での居住期間とか、公職にある者の除外規定とかしか扱わない。憲法によって立法部の裁量を認めている場合もある。人頭税を課したり、読み書きテストを課したりするなどである。だが、憲法で規定されている以上にきつい資格を課し、選挙権をより狭めることはほしに許されないようになってゆく。議会立法に委ねられている領域はごく狭いのである。

ただ、のち連邦憲法に修正条項が加えられ、これら修正条項が各州の選挙権に関する規定に大きな影響を及ぼすことは、注意すべきである。社会状況が変化し、黒人や女性の政治意識が高まり、また青年の政治意識が強まったことに対し、選挙権を拡大する方向で連邦がこれに対応したのである。

革命後ほどなく、ニューハンプシャーは財産資格を廃止し、納税（人頭税）をこれにかえ、五年後の一七八九年ジョージア州も同じような憲法をつくった。世紀末一〇年間に、六つの州が憲法を改正し、三つの州が新たに州として連邦に加わるが、新たに加わった州の場合には特に興味深い。ヴァーモントは、一七九一年連邦に入るが、この州はもともと憲法（一七七七年憲法）で、財産資格も納税資格もおいていなかった。翌年、ニューハンプシャーは、納税資

格もとり去り、隣州のヴァーモントと同じように選挙権を広げる。同じ年連邦に入ったケンタッキーも同じである。

一八世紀末ケンタッキーが州として成立する過程は、 $\wedge$ 財産 $\vee$ を主張する側と、 $\wedge$ 人 $\vee$ を主張する側との争いをすでに典型的に示している。ここでは三つの党派が憲法制定会議の支配をめぐって競った。即ち、

一つは、肥沃で良質な牧草地帯に住む、最近ヴァージニアから移住してきた財産意識の強い大農場主で、ヴァージニア憲法を手本にした非民主的な政府を欲する人たち、二番目に、一院制議會、成年男子選挙権、人口に基づいた代表、奴隷制廃止を求める、フロンティアに長く居住している小農民の急進派、それに、潮の流れが変れば喜んで変るかなり人数の多い穏健派の人びとである。<sup>31</sup>

これら三つの勢力は、「ほとんどすべての将来の州において民主主義を論じるような党派」である。ケンタッキーにおいては、州に二年、郡に一年住む自由な成年男子にはすべて選挙権を与える党派が勝利を収める。この州と似かよった隣の州テネシーでは、自由所有地の財産資格が憲法の中に挿入せられるのだが。

一八〇三年連邦に入ったオハイオ、一八一二年連邦に入ったルイジアナにおいては、財産資格はない。納税資格はあったが、それもごく軽いものにすぎない。一八一五年から一八二〇年までに連邦に

財産及び納税資格の撤廃

州	財産	納 税
サウスカロライナ	1759	1810
ペンシルバニア	1776	1933
ニューハンブシャー	1784	1792
ジョージア	1789	1798
デラウェア	1792	1797
メリーランド	1809	納税資格なし
コネティカット	1818	1845
ニューヨーク	1821	1826
マサチューセッツ	1821	1891
ロードアイランド	1842	—
ニュージャージー	1844	納税資格なし
ヴァージニア	1850	納税資格なし
ノースカロライナ	1856	1868
オハイオ(1803年連邦加盟)	—	1851
ルイジアナ(1812年ク)	—	1845
ミシシッピ(1817年ク)	—	1832

E. M. Sait, *American Parties and Elections*,  
p. 20.

加わった三州、インディアナ、イリノイ、ミズーリはもはや納税資格さえない。アラバマもメインもほとんど同様である。東部では古くからの資格は崩壊していたし、西部では、例外——ミシシッピ——を除いて根をはることがなかった。実際、東部でも、メリーランドでは一八〇九年財産資格もまた納税資格も廃止してしまつた。この州は当初からの州であり、保守主義的な地帯にあつたところだけに注目すべきことであつた。

連邦憲法制定後、各州でつぎつぎに召集せられた憲法制定会議において選挙権の問題がとりあげられてきた。この会議の大勢は、一言でいえば、デモクラシーの波が押しまくるというものであつた。しかしそれなりに激しい議論もなされた。選挙権は一定の人びとにかなる根拠によつて与えらるべきかの議論は、植民地時代にもあつたが、それほど整理されたものではなかつた。自然法上の権利とか、社会の中での経済的・社会的地位とか、による権利に基づいて、あるいは、国の福祉のため、という議論はあつた。しかし、こうした議論が十分に整理された形をとつてなされるようになったのは、連邦成立後であり、この半世紀間ほどである。この半世紀間各州で保守派と急進派とが分れて選挙権の問題を争つたのである。論争の中心となつた州は、とりわけ、マサチューセッツ、ペンシルバニア、ニューヨーク、ヴァージニアの巨大州であつた。これら巨大州においても、また近辺の小州においても、人民の権利を叫ぶ声は大きかつたが、マサチューセッツは——一七七九年の憲法制定会議以後また——人民が財産所有者であるとしていたし、ペンシルバニアは——一七八九年の憲法制定会議以来——一歩進んでいたが、納税者が人民であるとしていた。急進派からの攻撃はそれだけに激しくなる。しかも巨大州では、保守勢力も強く、抗争は激しく行われ、アメリカが誇る最高の政治家や政治的タレントがこの抗争

に加わつたのである。

確かに、人格ないし納税資格との択一性のない不動産資格はあまり弁護の余地のないものとなつていた。「代表なければ課税なし」という革命のスローガンは、争うにはあまりにも自明のものとなつていた。ちなみに、メイン州では、「大会への代議員は高い財産資格を認めず、さればといつて低い財産資格をば有害無益と考へ」、この州は一八一九年の憲法制定会議において、有権者の財産資格を殆どとり除いてしまつた。が、まだ財産資格を弁護する勢力が州内で強いとみて、決定につき説明を行う必要があるとした。こうして『会議からの人民への訴へ』のなかで、「選挙人の財産資格は殆ど利益にならず、ときとしては不正である。それはその時その時の必要に応じてあまりにもしばしば緩められたり狭められたりされている。従つて會議は、投票権の範囲を広げることとし、窮民でなければ、財産がないことのゆえをもつて投票権資格を奪われるものがないこととした」と説明している。<sup>32)</sup>この声明によつてみると、憲法制定會議は、財産資格には一般論としては反対ではないが、それがいみあるものとはいえないと考へていることがわかる。代議員たちは勝ちをえそうもない側についてそのチャンピオンにならうなどとは考へず、あいまいな表現を用いて流れの方向にそうことにしたのである。

確かに、ジェファソンの後にも財産資格は依然として弁護された。

一八二一年に開かれたニューヨークの憲法制定會議においてもそうである。しかし、一般的な財産資格であつても、それを主張しぬくといふことは、いかに穏かなものであつても不可能であつた。そこで説かれたのは、上院の選挙においてのみ財産資格を残すというものであり、この主張に希望がつけられた。不動産所有というものは政府に最も堅固な安定をもたらすし、また政府収入の最も主要な源泉である。安定した堅固なその性格は政府に確実なより所を与へる。また、財産所有は、国の福祉に対する確実な関心の最良の証しとなるし、財産所有者は、公費の支出において慎重となり、経済的な支出をも可能にする。このような議論はいままででも多かれ少なかれされてきたが、上院議員の選挙に適用されるならそれは新たな説得力を加えると考へられた。といふのは、人は平等な権利をもつことは確かであり、すべてのものは保護をうべき生命と自由をもつが、財産の所有者はさらにそれ以上の資質をもつている。従つて、財産を所有しないものも下院議員の選挙には与るが、上院議員の選挙は財産をもつものに限らるべきだといふのである。この考へはさらに抑制と均衡の理論により補強される。上院と下院は同じ有権者により選ばれるのは適當ではないと。この議論は強く訴へるところがあつたといふ。しかしながら、財産資格の主張者はこの一八二一

年の州憲法制定会議で勝つ見込みがなかった。こうして財産資格の主張者は、見込みがないことを明瞭にみとり、戦線を一步後退させて、納税資格を主張するようになった。財産資格が廢され、代つて納税資格をおしだすとき、どのような根拠がだされたであろうか。

一言でいえば、納税者は国の統治を金銭的に支え、国の福祉に貢献している、また、彼らは金を自分がおさめたのであり、従つておさめた金がどう有効に使われているかに強い関心を抱くであらう。他方、納税しないものは国の統治に金銭的に貢献しておらず、また、自分から金をおさめていないため、政府がどう金を使おうと、それにあまり関心をもつまいというのである。

こうした議論に対し、反対意見のものは、正面から反論を加えることをせず、単に、自分たちは統治をうけているのであるから、統治に発言する権利をもつのは当然、とするだけであつた（それだけで彼らは勝利を収めてしまったという）。

彼は確かに統治をうけているのであり、単にこの事実によつてだけで投票する権利があるという。……非納税者が「これだけで」……投票権を獲得したということは奇妙なことである。<sup>(33)</sup>

また、同じニューヨーク州憲法制定会議においてトムキンは、生命、自由、幸福の追求こそアメリカ社会の目的であり、「独立宣言」の中で規定せられた財産は二次的な重要性をもつにすぎないとい

う。<sup>(33)</sup>「財産」に対する「人」の優位が説かれるのである。こうした「自然権」論は普通選挙を弁護するものによつてしばしば説かれる。彼らは「自然権」を当然のことと考え、それにさらに論拠を与えるよう努力をしない（すでに、ヒュームやベンタムは、自然法論に論拠を求めるとは、何の根拠も求めないに等しいとしていたのであるが）。にもかかわらず、この自然権思想は大きな影響をふるつた。財産資格の弁護者は、「学識にもとづいた反論しようのない議論を展開したにもかかわらず、自分たちは間違つてると云われた<sup>(34)</sup>」のである。

マサチューセッツでは選挙権についての憲法改正を議する會議は一八二〇年に開かれた。ここにはかの有名なジョン・アダムズが出席し、選挙権が拡大されるならどんな悲惨な事態が予想されるかを説き、ダニエル・ウェブスターやジョセフ・ストリーがこれを大いに支持した。にもかかわらず、彼らが大会を支配することはできなかつた。地方から出てきた無知な人たちは、これら偉人たちが彼らに向つてとどろくような声で行う説得には全くたちらうちできなかつたが、やはり勝つてしまうのである。

彼らはくだらない議論を少々なし、それからもち前の強い確信に基づいて投票する。より広範な選挙権へと向うこうした動きすべてについて最も印象深いのは、確固とした決意で、即ち、この

國はデモクラシーなのであるから、すべてのものがそれを動かして行くのに手をかすべきだという決意で満されるようになったというのである。この人たちはいつでも議論はしようとしている。だがどう投票するかはしよせん初めからきままっているのだ。<sup>(38)</sup>

普通選挙制を推進させようとする人びとは、一見理論的に劣る根拠に基づいてそうしたが、それがかもし出すムードは強力であった。

多くの人びとにこの不自然さを十分意識せしめることは非常にむづかしかった。△自然権▽ということばを用いる人たちは、…、合理的議論なるものもそもそも一般には滲透しないものだという精神的禁句に基づいて動いたといつてよい。彼らは、正しくかつ適切なものの観念をうすぼんやりとした幻影のうちにきざき、それを聖なる後光で包みそれを絶対化しようとする精神的不当利得者である。<sup>(39)</sup>

△議論▽はこうした過程を辿りながら、選挙権の問題はやがてデモクラチックな方向へと決着がつけられてゆく。ニューヨーク州では一八二六年に行われたレフェレンダムにおいて、財産資格と納税資格はとり除かれてしまった。マサチューセツでも一八二一年に財産資格はとり除かれてしまふ(だが、この時納税者が選挙権をもつという修正がなされ、納税が資格要件でなくなったのはおそい)。ロードアイランド、ペンシルバニア、ヴァージニアでは民主主義の

波はおくれてきたが、ジャクソニアン・デモクラシーの波の中ではなかく抵抗することができなかつた。

ジャクソンの時代には、直接デモクラシーの波はさらに進む。著者によれば、それは五つの点にみられるという。<sup>(40)</sup>

- (一) 投票権の拡大
- (二) 直接選挙の拡大
- (三) 行政官職の多様化
- (四) 任期の短縮と官職のローテーション
- (五) 指示の理論

ジェファソンがアメリカにおいてコモン・マンの観念に最初に火をつけ、ジャクソンはこれを現実政治の中で実行に移したといわれるのである。最も重要な改革の動きは、大統領選出方法の改革である。大統領の選挙人の選出方法は各州で決められることになっており、いくつかの州では議会が選んでいた。ところがますます多くの州で彼らは一般有権者により直接選ばれるようになった。大統領ばかりでなく、多くの州では、知事やその他の州の要職も、またニューイングランドにおいてはあまり重要ではない公職までも、民衆により直接選ばれるようになった。また官職は無数に細分化され、それらの官職につくものはみな共同体に責任を負うものとせられた。

トクヴィルによればこうである。<sup>39)</sup>

アメリカのタウンシップにおいては、権力は目をみはるような巧みさで配分せられており、できるだけ多くの人たちを共同体に關心をもたしめるようにしている。ときとして行動するよう召集される有権者とは別に、権力は無数の公務員の間に配分せられ、彼らはすべて、それぞれの領域で強力なコミュニティを代表し、そのコミュニティの名において行動する。

ローテーションの考えもジャクソンにより実行に移された。長期公職にあれば職の忠実な実行に妨げとなる感情に動かされるようになるものだと考える彼は、公務というものは普通の人間の手に負えないような複雑なものではないとし、任期は四年ほどとすべきだと提案した。<sup>40)</sup> 代表者が有権者の指示に拘束されるという考えも、アメリカではそもそももうけいられ易いものであった。革命後の時期には、マジソンやハミルトンの反対をうけ、この考えを権利の章典に含めようとの意見は否定されたのであった。しかし指示の觀念は根強く、多くの州の憲法で明示されていたし、一九世紀前半においては多くの人がとにうけいれられたのである。一八三六年イリノイ州下院議員候補として再度立候補したとき、リンカーンも、「彼ら〔選挙区サンガモンの人びと全体〕の代表者として行動している間は、この人たちの意志がどういふものかを知る方法があるときに

は、どんな問題においても、また最も彼らの利益になると判断される他のどのような問題においても、私は彼らの意志によつて動かされるであらう」といつている。リンカーンも、マジョリテイの意志が最高のものであり、どのようなことがあつてもこれに従うといつているのである。さらに、この時期公職への候補者を幹部会<sup>カウンス</sup>できめてしまふというゆき方はすたれ、これに——政党が発達しているという背景をもつて——党大会での決定にかえるという方法が採用されるようになる。公職の数も増加したために、同じリストにもろろの職の候補者がのせられ、有権者は政党がつくつたこうしたリストの通りに投票するようになる。ただし、その際リストの作成は、できるだけ多くの支持がえられるように、できるだけ多くの人びとの意見や利益を反映するようになされる。リストはこのため△比例代表▽的になつてゆく。有権者が投票し易いように投票区を細分化する方法が普及するものもこの頃である。小選挙区制が採用されるのもこの頃（一八四二年）であつて、その理由の一つは同じものであつた。

連邦憲法制定後、各州でつぎつぎに憲法制定会議が開かれ、選挙権の問題がとりあげられた。これら一連の会議のすう勢は、一言でいえば、デモクラシーの波が奔流となり、投票権の拡大にはもはや議論の余地がないという感情、一種の△当然▽という感情が支配す

るようになったということである。財産資格と納税資格は、東部では崩壊しつつあったし、西部ではそもそも根をはったことがなかった。一八三四年テネシー州で憲法がつけられることになったとき——この州は、西部では、最初の一三州以外で財産資格を設けた唯一の州であったが——、いまや共通の同意があつたかのごとく、以前のからの財産資格は何の抗争もなく捨て去られてしまった。西部では財産資格は「自然死」してしまつたのである。財産資格の撤廃に最後の決着をつけたのは、極めて保守的であつたロードアイランド州に四〇年代初めドーアの反乱が起きたときである。反乱の結果この州においても財産は必須の条件ではなくなつたし、納税資格も極めて緩やかなものとなつた。<sup>(42)</sup> こうして連邦憲法制定後二世代のうちに(前掲表参照)大部分の州で、白人男子の普通選挙権が成立した。白人男子で一定の年齢(多くは二一歳)に達し、一定期間(三ヶ月から二年までとまちまち)州内に居住した者であれば、ほとんど誰にでも選挙権が与えられるようになったのである。

### 三

ジャクソン大統領の最初の年頭教書(一八二九年)は、イギリスのペンタムをいたく感激させた。ペンタムはジャクソンに祝辞を送

り、その中で、「立法の領域に関する貴殿の考えと私自身の考えが一致しているのを見、驚きと喜びのいりまじつた念をおぼえずにはおれませぬ」といつている。<sup>(43)</sup> ペンタムはイギリスにおいて、他の急進主義者たちとともに、支配層の強大な圧迫に抗しながら、選挙制度の改革のためにけん命に戦つているところであつた。一八一〇年には『議会改革問答』を書き、そのなかで、毎年の選挙、有権者数が同じ選挙区の創出、秘密投票、有権者を一定額の納税者とするのと、選挙時の混乱に対するいくつかの処方説を説いていた。が、さらに彼は民主的な改革の方向に進み、一八一七年には、これに、男子普通選挙を説く序論をふして公けにし、翌年には『議会改革についての決議』二六ヶ条をかきあげ、これを急進主義者の議員バーデットに議会で動議として提出せしめた。「よき統治の保障は、統治者と統治される者との利害の一致による外はないし、……わが国の政治においては公けの事からの行政を委ねられている人たちが、国民の感情に従つて発言し行動する国民の代表者の監督と制御、あるいは抑制の下にある限りにおいてのみ、このような利害の一致は実現される。……議員が国民の自由な投票によって選ばれ、かついつでも罷免される限りにおいてのみ、彼らの行動は国民の感情と欲求にかなひ、文字通り国民の代表者と宣言しうる。……」具体的な要求としてはこうである。

(1) 選挙区に戸主または同居人として一定期間居住しているすべての成年男子に選挙権を与えること

(2) 秘密投票

(3) 国民とその代表者の間の意志と意見との一致を確保するために、議員の選挙を、少なくとも毎年行ふこと

(4) 全国を等しい選挙区に分けること

(5) 一日で投票を行うこと

(6) 投票に便利なように投票区を設けること

これらの改革は、イギリス政治の現状からすれば、そう簡単に実現しうる見通しのたちうるものではなかった。ところが、アメリカにおいてはそうではなく、これに近いヴィジョンをもった大統領が現に選ばれたのであり、彼の時代にその多くが実現せられるのである。

両国の政治状況の最大の相違は階級構造にあり。一八二一年ニューヨーク州憲法制定会議における「選挙権に関する委員会」は、あらゆる財産資格を廃し、投票権を画一的にするという提案を行った。このとき委員会はいこうしている。財産による区別は、様々の社会階級が特別の代表を必要とするイギリス起源のものである。ところが、アメリカでは唯一の同質的なグループ、人民しかいないのであり、すべてのものの利益は同一であつて、唯一の資格は美德と

道徳である<sup>(44)</sup>。様々の社会階級が特別の代表を選出する、という考えは、すでに述べたように、マジンソンたち保守的な人たちが憲法制定過程の時期に述べたものである。彼らはもちろんの利益の抑制・均衡、あるいは利益代表の理論を説いた。この委員会の人たちは、この考えがイギリス起源のものであるという。この考えはもともとイギリスの政治家エドモンド・バークからでたものであるとされて<sup>(45)</sup>いる。この考えがバークからでたものかどうかは別とし、一八世紀末のイギリスにおいて——商工業勢力がめきめきと力を伸ばしている時期において——政治家や思想家によって支持せられたり反論されたりしていた。当時のイギリス側の理論は、例えばやがてトリー<sup>(46)</sup>の首相となるジェンキンス（リヴァプール伯）によつて説かれて<sup>(46)</sup>いる。利益（集団）の基盤は地主勢力と商工業勢力である。議会で、強大な地主勢力の代表に対し、商工業勢力の代表を配置する、ただし、地主勢力が強大で、商工業の勢力では十分これに對抗しえないので、適切な均衡をはかるため、専門<sup>プロフェッショナル</sup>家階層をさらに配するといふものである。

下院にカントリー・ジェントルマンしかいないということになればどうなってしまうであろうか。彼らは国民の代表ではなくて、地主の代表となつてしまふであろう。下院に商業にたずさわる人しかないとすればどうなるであろうか。彼らは国民の代表

ではなくて、商業階層の代表とならうとするであらう。地主層と商業階層双方に下院への道を開くとしよう。もし地主層の抗争の相手が商業階層だけであるなら、地主層は商業階層が国家構造のなかで適切な比重を占めないようにしてしまふことができよう。

国内のすべてのタイプの人たちはこのようにして実際に地主の思うままになつてしまふ。……(こうして)専門職の人たちこそ下院を国民の代表者たらしめるものである。<sup>(47)</sup>

マジソンが利益代表の観念をイギリスからえたかどうかは別とし、彼によれば利益の多元化はこうである。

地主の利益、製造業の利益、商業の利益、金持の利益はもろもろのより小さい利益とともに、文明諸国民の中に必然的に成長し、様々の情念や意見によつて動かされる様々の階級に国民を分裂させてゆく。互に干渉し合うこれら様々の利益の規整こそ現代立法の主たる課題であり、必要かつ通常の統治機能の中で政党と派閥の精神を巻き込む。<sup>(48)</sup>

ここで様々の利益は、イギリスにおいて説かれていた地主層と商業階層、あるいはこれに専門職の階層というように明瞭に整理された利益集団ではなく、それよりもずっと多面的となつた諸利益集団である。イギリスにおいては、均衡をもたらしさるべきは地主勢力と商業勢力であり、専門職の人たちは(まず)このために必要なのである。さらに専門職の人たちは直接に統治を担当するという役割が期待されている。彼らは行政の技術を心得ているし、また商工業

階層は重要な行政上の地位(大臣)に就きたがらないからである。<sup>(49)</sup>ところが、マジソンの利益代表の観念はより多元的な利益の観念に基礎をもつし、専門職の人びとに統治上の特別の役割を与えているわけでもない。

さらに、マジソンの思想とイギリスの利益代表観との相違は、マジソンがそこにおいて目ざした目的にある。それは一言でいえばマジソリテイの▲専制▼に対する保障である。彼は、民衆たちが共通の利益を求めて一体となつて行動し、全体の利益あるいはマイノリティの利益を侵害することを恐れたのである。イギリスの利益代表の観念にはこうした民衆に対する恐れはまだ視野の中に入つてこない。マジソンにとっては、利益の多元化は、一体的なマジソリテイの形成を困難にするのであり、それ自体マジソリテイの専制に対する保障である。諸利益はアメリカでは、イギリスでのように、単純化された階級に容易に整理されてしまふようなものではなかつたのである。さらにアメリカには、諸利益を整理してマジソリテイを形成せしめることを妨げる要因がある。それは国土の広さである。国土が広く、「マジソリテイが全体の利益ないしマイノリティの利益と異つた共通の利益をもつことはなからう」し、「共通の利益をもつような場合にも、その利益を求めて結合するようなことにそうしなばはならない」というのである。

大きな社会においては、国民は多くの利益や党派に分れ、共通の感情を抱くことがあまりなく、マジョリティによって必要な協同行動がなされる<sup>50</sup>ことがない。

ところが彼はジェファソンに手紙を書いている。マジソンの利益政治観の特徴は、こうして、利益の多元性観、マジョリティの専制に対する恐れ、及びこれに対する保障の必要性の認識にある。彼の思想はイギリスの根から出たかもしれないが、そこには大きな相違があった。相違をもたらすにはそれなりの背景があった。最も重要なことは、アメリカにはイギリスのように、強力で権勢を誇るアリストクラシーがごく少ないということである。

ペンタムは上記祝辞をジャクソン大統領に宛てて書くとともに、同時に彼は『反上院論』を書き、アメリカの下院の代表的性格を讀めるが、反面、上院の非代表的性格を攻撃している<sup>51</sup>。攻撃にはイギリス政治の背景がある。イギリス貴族の「邪な利益」の追求は骨身にこたえていた。貴族は、国教会の監督たちとともに上院を構成する。彼らは、名譽革命は、自分たちがリーダーとなつて実行したものであり、専制的となつた国王に対し議會をまもつた、と自負していた。上院ばかりか、パトロネジを通して、下院までもコントロールした。彼らは富裕であつたし、文化の保護者でもあつた。実際一八世紀はイギリスにおいてアリストクラシーの絶頂期であつた

といえる。そればかりではなく、貴族はじめ大地主のジェントリたちが構成するアリストクラシーは、▲ジェントルマンVの生活態度を身につけており、アリストクラシーに対し敵意にもえる急進主義者であつたジェームズ・ミルさえ、これを「人間性の誇りであり模範」であると認めざるをえなかつた<sup>52</sup>。それなりの伝統を形成してきた国教会は彼らの宗教・社会生活のバックボーンをなしてきた。

ペンタムたち急進主義者は、こうしたアリストクラシーや華々しくかつ重々しい文化に挑戦せねばならない。アメリカの民主主義者とペンタムたち急進主義者を著しく異らしめているのは、後者における、貴族たち上層階級に対する深い憎悪にある。ペンタムの急進主義の強力な感情的バネは、上層階級の「邪な利益」追求に対する反発である。ペンタムは、民衆に対する愛からではなくて、上層階級に対する憎しみから民主主義を支持しているといつて、弟子のジェームズ・ミルを難じたが、これは、ペンタム自身にも妥当するといわ<sup>53</sup>れる。若い頃彼は改革者として出発し、改革には貴族たちを啓発しさえすればよいと考へたのであつた。事実彼の監獄改革のプランも議會やトーリー政府によってとりあげられ、彼は自らそのための土地を買収した。ところが政府は容易に着手せず、ペンタムは借財のため、金貸しに追いまくられる生活を送つた。「私はいまにも死にそうだ。だが、議會の背信、裏切り、抑圧、腐敗、恣意的権力、輕

べつ、不道徳、悲惨のあくなきまん延が彼「首相」の日程である限り、私は生きてゐる限り彼の邪ま者にならう。生きてゐる限り、と私はいつたのか。そうだ、私は死んでも彼にくらいついて離れまい<sup>(54)</sup>。友人のウイルバーフォースは、金貸しに追い立てられ、無念の涙がほほをつたわるのをみて、彼が憂うつ症になってしまふのではないかと思つた。だが、ペンタムは面の皮が厚かつた。徹頭徹尾貴族階級とその「邪な利益」追求を憎悪し、それと戦う覚悟をきめたのである。

しかしアメリカでは事情は違つてゐた。確かにここにも貴族的な人たちはいた。とりわけヴァージニアやノースカロライナやメリーランド等南部ではそうである。しかし彼らはイギリスでのように強力でなかつたし、自らの高い文化もたなかつた。彼らの保守主義もイギリスからの借りものにすぎず、アメリカの土地でそうなじむものではなかつた。このことは、ジョン・ロックが作成した『カロライナ統治のための憲法』<sup>(55)</sup>がアメリカで迎つた運命を見てもわかる。ロックは、大土地所有者ないしその代理人、貴族、それに二年毎に選ばれる自由土地所有者からなる議會を構想した。これらの人びとはすべて、一院制議會に議席をもち、一票を有する。ところが、カロライナの現実の社会では、貴族を増やすことはむずかしく、他方、自由土地所有者はどんどん増え、ほどなく数の力によつて議

會を完全に支配してしまふまでになる。カロライナ当局は、一六七〇年から九八年まで、このロックの案をおしつけられたが、この案を実行に移さず、やりすごしてしまふ。一八世紀半ばにもなると、すでに述べたように、富豪層は有力になるし、リヴィングストンからの引用でもみたように、階級秩序の感覚も広く滲透してゐる。

しかしながら、真の貴族はいない。最も有力なリーダーは都市の商工業者や骨身惜しまず働く奴隷所有者の大土地所有者であつた。働かないでぜい沢な暮しができる大土地所有者層はニューヨークにいただけであつた。ブルジョワのトップを占める人たちの生活も、イギリス貴族に妥当する壮麗といふことよりは富裕といふことばの方があてはまる。「ポロニウスの適切なアドバイスに従つた服装をし、有能でハンサムなつれあいの隣りに立つてゐる、コブレイ描くところの質素で謹嚴な商人たちは、ゲインズボロ描くところの高慢な士官や生気のない婦人たちとはほど遠い<sup>(56)</sup>。」上層階級のもの、貴族的なマナーを習つたし、遊びや放蕩さえ覚えた。こうして「生のよいイギリス人たちの習慣を模倣しようとしたが、植民地人はこれに完全に成功することはなかつた<sup>(57)</sup>」。階級秩序と服従はイギリスでのように安定したものではなかつた。フィラデルフィア郊外にある広くエレガントな邸宅も、ヴァージニアにある、十分に釣合はとれてゐるが単純なデザインのカントリー・ハウスも、イギリス貴

紳のパレスには比ぶべくもなかった。

アメリカにおいて、なぜかくも早く選挙権が拡大されていったのか、その理由をみるには序論の部分ですでに述べたように、つとに存在した町タウン・ミーティング会をあげなければならぬ。この小さい単位での

会議体はヨーロッパでは——イギリスでは教区会にあたるうが——考えられないほどの重要な役割を果していた。アメリカ民主主義の出发点はここにあるといつてもよい。ここでは民主主義は単にイデオロギーではなく、現に行われていた。多くの人びとがこれに参加し、討論し、決定を下していた。革命前まだエリートたちがそこでリーダーシップを発揮していたのであるが、独立革命を経て「人民主権の原理は、タウンシップから出て優位をかちとる。すべての階級は人民主権の共通の目的のために妥協し、人民主権の名のもとに戦い、勝ち、この原理がすべての法を支配するものとなった」<sup>(59)</sup>のである。このように云うトクヴィルは、革命がタウンシップにあったものを広げ一般化しただけであるとさえするのである。

つぎに、独立革命の意義に注目せねばならない。トクヴィルはこういつている。

人民主権の原理は、アメリカにおける大部分のイギリス系植民地を初めから生みだした原理である。けれどもかつてはこの原理が現在と同じように社会の政治を支配しているとはとてもいえる

ものではなかった。そこでは二つの障害によつてこの原理のあまねき前進が妨げられていた。植民地はまだ母国に服従を強いられており、この原理を法のうちに明示することはできず、それは地方議会、とりわけタウンシップの中に隠れて支配せざるをえなかった。<sup>(59)</sup>「内的障害は貴族的勢力」

独立革命はイギリス帝国からの独立であつたばかりではなく、君主制やトーリー主義の拒否でもあつた。事実イギリス本国側についての富豪層は少なくなかつた。従つて、革命の過程で殆どすべての植民地で権力の所在は、すでに述べたように下降した。「代表なければ課税なし」のイデオロギーは、本国議会に向けられるとともに、国内的意味をももつてくる。もはや不動産所有、あるいは財産所有でさえ、排他的な選挙権資格ではありえなくなつてゆく。すでに、財産に対して人（権）を主張する急進主義勢力も現われ始めていた。

デモクラシーの流れをはばむ堰もないではなかつた。貴族的な勢力も存在していた。「当時のアメリカ社会は、人民主権の原理をば、その帰結ごとごとくともにも受容する準備ができていなかつた。ニューイングランドの教養やハドソン河南方の富は……一種の貴族的な影響力を揮わしめ、それは社会的権力の行使を少数者の手に握らしめる傾向があつた。公職につくものがすべて民衆により選挙されたり、市民がすべて選挙人であるというわけにはゆかなかつ

た。選挙権はどこでもなにかは制限せられ、一定の選挙資格に依存しており、この選挙資格は北部ではごく低く、南部では高かつた<sup>(60)</sup>のである。ところが、独立革命が勃発し、やがて貴族的勢力の影響がうすらいでゆく。

地方議会のメンバーの数が増え広がったこと以上に、普通の財産をもつ人たちが政治に参加するどあいが大きくなった理由として一層重要でさえあることは、内陸部の地帯がしばしば真に上層階級といえる人たちをもつていなかったということである。さらに、以前政治権力を握っていた多くの上層階級の人たちは、抵抗運動に共感的ではなく、政治から身をひくとか、法律外の議会に加わらなかつたためである。……革命が進行する中で、多くの新人ははるかに多く公職を占め、新人が戦争で勇名をはせた。こうしたことがいちはやく議会の構成にはねかえり、戦争が終るまでに議会は植民地時代の時期とはずつと異つたものになつてしまつた。同時に、民主主義的な観念が急速に広がり、新しい秩序を正当化し鼓舞したのである。

アメリカにおいてもデモクラシーの流れをはばむ貴族的勢力はあり、南部ではとくにその勢力は強かつたが、ヨーロッパのアリстокラシーの抵抗と比べるとはなはだ弱い。彼らはヨーロッパの貴族のようにデモクラシーの流れに頑固に抵抗するということがなかつた。イギリスのアリстокラシーは、大陸の貴族に比べれば、その

頑固さはまだ少ない方であつたとさえいえる。アメリカの保守主義的勢力は、これらヨーロッパのアリстокラシーと違い、それほど有力でも深い伝統的な文化ももつていなかったが、また「避けえなものととなつた災難にあまり不平をいうことなく、また戦うこともなく服した。……上層階級の人たちは、人民の手からもはや権力を奪取することができなくなつたし、それほど大衆を嫌つてもいなくなつた<sup>(62)</sup>」のである。富裕な人たちはプライベイトな生活で占めている地位に匹敵するような地位を公的生活で占めず、「公的生活の面を放棄してプライベイトな生活に安住し、自分たちの趣味と楽しみをもちうるような独自のプライベイトな社会を作る」のである。こうして貴族的な大土地所有者も、政治の舞台で戦線を組んで民主的勢力と戦うことがなくなつてしまつたので、一九世紀のヨーロッパにおけるような自由主義と民主主義の奔流と、その反対勢力との激しい戦いはみられない。このことは、革命と反革命の激烈な抗争をみってきたフランス人トクヴィルにとつて極めて印象的であつたに違いない。それだけに、「地位の高い人たちによつて創られ」たが、「最初に普通選挙を宣言し、政府全体に最も民主的な形態を導入した」メリランド州の例はとくに彼の目をひきつけたのであろう。彼はこ<sup>(63)</sup>ういう。

その結果、最も民主的な法律がそれによつて利益が害せられる

まさにその人たちによって競って投票せられた。上層階級の人たちは自分たちの階級に対する民衆の反発を刺戟することをしないで、かえって新秩序の勝利を促進させた。何と奇妙なことか。アリストクラシーが深く根を下している州ほど民主主義への飛躍は一層抑え難いものであった。

急進的プログラムが痛烈さや強烈なイデオロギー性をもたない理由がもう一つある。それは土地の広さと豊かさである。多くの人びとは安い土地をうることができたので、投票に関して——イギリスから——うけつがれた法律上の制限は意味を失ってしまう。このことはすでに一八世紀中にもみられた。西部の意義はとりわけ大きい。西部では財産資格は有権者資格として根づいたことがない。アメリカのデモクラシーにとって西部の有する意味についてトクヴィルはいちはやくこれを指摘している。西部は、「民主主義が最後の限界点にまで到達したところ」であるとしてこういう。<sup>(64)</sup>

民主主義が最後の限界点にまで到達したのは西部においてである。西部と西南部の諸州では、住民は、いく分かかの幸運にめぐまれて、居住している土地について最近やってきたばかりであった。たがいに殆ど知り合わないし、ごく最近の隣人の経歴さえ知らない。ここでは偉大な名声や巨大な富の影響もないばかりか、知識と徳から生ずる自然的貴顕もない。一生財産作りを励み、それに成功したような人たちがみせる目ざましい権威を揮う人も一人

としていない。

西部のフロンティアのコミュニティは、自然の条件以外には、習慣や伝統によって何ら妨げをうけることなく、民主主義の実験を行うことができた。西部では、民主主義は、東部でのように、反対勢力と全く戦うことなく進展した。西部のフロンティアにおいては、ヨーロッパはもちろん、東部でのような貴族的勢力も、貴族的文化もなかった。ヨーロッパでのように打ちひしがれた民衆や農民もない。「卑屈な態度や曲った身体をしたイギリスの小作農は当地では殆どみられない。すべての人が背を伸して気楽に歩いている」と、一八一九年にあるイギリス人がケンタッキーから手紙を書いている。<sup>(65)</sup> 階級の相違が強く感ぜられなかったのである。反対に、代議士たちは票をうるため、「著名な人たちが嫌悪する卑屈なやり方をせねばならぬ。飲み屋に行き、民衆と飲み、しゃべらねばならぬ」。<sup>(66)</sup> 彼は上品ぶつてはいけない。

候補者が咳をするとしたら？——彼は手を口まであげないし、頭を横にもむけない。鼻をかまねばならないなら？——彼はハンカチを取り出さない。唾を吐きたかったら？——彼はドアのところへ行かないし、一流の牧師のように、香水をふった白麻のハンカチを用いない。なぜか？——すべてそのような習慣は誇りの印とみなされているからであり、もし、あなたがそのような「誇りの印

となるような「習慣を軽蔑しないなら、あなたの当選は希望がない。<sup>(67)</sup>また、あるイギリス人は、西部の生活には儀式がないと指摘したとき、こういわれたという。「そうだよ。儀式は法律の制定に与らない。一群の無知な人びとを威圧するため、イギリスではことに必要かもしれないが、俺たちは絹のガウンを着ていようといまいと、人間は人間だよ」と。「感じのよい上衣を着ている人は誰でも紳士である」と三〇年代西部を旅行したフランス人のシュヴァリエはいつている。<sup>(68)</sup>

アメリカにおいては急進主義のプログラムは比較的抵抗なく実現されてしまうので、そこには、ヨーロッパの急進主義を特徴づける痛烈さや強烈なイデオロギーがない。また壮大で華々しい保守主義やそのレトリックもない。貴族や、華やかで熟れた文化的伝統に裏うちされた保守主義的思想がない。ほとんどむき出しの「土地」や財産と、「人」や人権、あるいはその中間の納税(者)の間の抗争が展開されるだけである。この間に、宗教的情熱と人種やエスニックの問題が間歇的に入る。アメリカにおける政治的抗争の「単純さ」についてトクヴィルはこういつている。

内政問題に関するアメリカ人の論争は、外国人にとって、ますます理解し難いか、あるいは幼稚なものに思え、外国人は、か

くも下らない些末なことも大まじめに考える人たちを憐むべきか、そのようなことについて討議せしめている幸福をうらやむべきか、とほうにくれるであらう。<sup>(69)</sup>

フェデラリストの消滅以後アメリカには保守的思想を支える社会政治勢力はなくなってしまった。アメリカにおける政治的対立は、質的対立よりも量的な対立に、直接的デモクラシーのイデオロギーにおいてその「直接性」のどあいの対立となった。事が紛糾した場合その原因が——デモクラシーにあると思えるときにさえ——デモクラシーの不十分さにあるとみられ、誰か民衆の意志の実現を妨げるものがあると考えられる。対立はしばしば地域間の対立と重なる。西部は東部よりより民主主義的であるとされるが、それはデモクラシーの「より一層の直接性」と関連している。西部——あるいはより西の西部、フロンティア——がポピュリズムの伝統をもち、この伝統が「より一層の直接性」の主張のもと、くり返し出現するのはこうした脈絡においてである。「より直接的なデモクラシー」のイデオロギーは、紛糾の解決をより一層のデモクラシーに求め、ますます多く民衆の意志を政治に介入させて行こうとする。

一九世紀末直接民主主義の波はまたまたもり上り、ポピュリズムをバネにして革新主義の運動をおしあげる。この運動が進めた改革はつぎの通りである。

一、イニシアテイヴとレフェレンダムの導入

二、裁判官の公選

三、直接予備選挙

四、上院議員の直接選挙

アメリカで最も実効性のあるイデオロギーは△より一層のデモクラシー▽であらう。

アメリカの急進的イデオロギーはこうして△より一層のデモクラシー▽となる。イデオロギー自体——個々の情況での具体的改革の内容は別とし——はいつも同じである。だが、アメリカ政治の急進性はそのイデオロギーそのものによりも、その実行性にある。ヨーロッパにおいては、イデオロギーもその内容も豊かであるし、その過激性にも事欠かない。しかしそこにはレトリックの要素が濃い。

アメリカ政治の特徴は、イデオロギーそのものの過激さよりは、レトリックの少なさ、ヨーロッパで△レトリック▽であったものの文字通りの実行ということにある。△新しさ▽への衝動とともに、このことはアメリカ社会を著しく変動的にしている。アメリカの個人主義は、男女をとわず進展し、家庭を△破壊▽しつつある。

思想やレトリックは、断じていいかげんなものではなく、アメリカ人のもつとも深いところにある利害関心や、情念をはっきり告げ知らせるものであった。彼らが表現したものはそのほとんど

が事実として真実でなかったかもしれないが、それは心理的に常に真実であった。この意味で彼らの使うレトリックは、社会的政治的なリアリティと切り離されたものでは決してなかった。だから、レトリックこそ社会的政治的リアリティを理解するための最良の突破口となるのである。<sup>(1)</sup>

こうした性格を示す最もよい例の一つは、統治契約、ないし社会契約の観念である。統治契約説や社会契約説はいうまでもなくヨーロッパにおいて生れた。政府の設立や社会の形成は——神との契約を別にして——人びとの間の契約とされたのであったが、そこでは文字通りにうけとられたことは殆どなく、契約によって現に政府が設立されたり、社会が形成されたりしたことはあまりなかった。この理論を支持するものが現にそうしたことがあったかどうかもさぐぶる疑わしい。この理論は多くは、現実にある政府や社会、あるいはあるべき政府や社会を理論的に基礎づけたり、正当化したりするための議論にすぎない。いわばレトリックであった。過去の事からであったり、観念の領域であったりするものであり、建前であった。ところが、アメリカでは、契約の観念は単に理論的、観念的なものに止まらず、具体的に、現実の人間によって実行に移されたし、移されるのである。社会は現にメイフラワー船上の契約によって成立せしめられたし、多くのタウンはそのような基礎の上に現にっ

くられ、維持されたのである。社会契約の $\wedge$ レトリック $\vee$ はこうしてアメリカでは現に実行に移されたのである。ロジャー・ウィリアムズ——急進的なインデペンデントであり、やがてレムラーとなった人物——においては、社会契約は、バークのように歴史的となったものでもないし、また変えられない行為ではなく、またロックやホッブズのように稀にしか訴えられることのない原点でもない。それは契約を結んだ人に適切な権利と義務を課す。政府の地位に選ばれた人は地位に適合した統治を誓い、選んだ者は彼への服従を約束する。「われわれプロヴィデンス植民地のプロヴィデンスの住民はここに秩序正しく集合し、われわれは、植民地全体を通じて正義の真の行政と実行のための行政官として自由な投票によって貴君を公職に選んだのであり、貴君がそれを忠実に実行できるように全力をつくして貴君を支持し支えることを誓うものである<sup>(12)</sup>」。個人主義的傾向が進むとともに、契約の内容は具体的に自由に定めうるものとなる。契約は、その時その時の契約、合意、あるいはアレンジメントとされるようになるであらう。ロードアイランドは、タウン・ミーティングから代議制へと、明確な段階を経て進んだ直接デモクラシーの発展の典型である。

(1) L. S. Amery, *Thoughts on the Constitution*, 1947, p. 55.

- (2) John Adams, Letter to John Penn, *Works IV*, p. 205
- (3) John Adams, Defense of the Constitution of Government of the United States of America, *ibid*, p. 284.
- (4) *Democracy by Thomas Jefferson* (ed. Saul K. Padover, 1939), p. 127.
- (5) *Ibid*, Letter to J. Taylor, 1816, pp. 61-62.
- (6) Jefferson to King, Nov. 19, 1819.
- (7) Alexis de Tocqueville, *De la Démocratie en Amérique*, Vol. I, p. 5.
- (8) Robert A. Gross, *The Minutemen and Their World*, 1976, 宇田・大山訳一〇ページ。
- (9) *Ibid*.
- (10) *Democratic*, I, pp. 27-28.
- (11) *Ibid*, I, p. 39.
- (12) C. F. Bishop, *History of Elections in the American Colonies*, p. 47.
- (13) A. V. McKinley, *Suffrage Franchise in the Colonies*, pp. 313, 334.
- (14) *Ibid*, p. 146.
- (15) McKinley, *op. cit*, p. 281.
- (16) ロードアイランドは他の州がもったような近代的な憲法をもたなかった。公的な人たちは、州が一六六三年チャールズ二世により与えられたチャーターの下で十分によく統治しうるものと考え、それを誇りにも思っていた。そこでは選挙権は不動産

所有者及び四〇ポンドの財産所有者に与えられていた。一九世紀になっても納税資格は認められない。しかも産業化は進み、多くの人びとが都市に移住してくる。こうして一八四一年ドブの反乱が起き、州はやがて譲歩せざるをえなくなる。この事例は選挙権問題について実質的に決定的意味をもつものとなった。

- (17) Kirk H. Porter, *A History of Suffrage in the United States*, 1918, pp. 5-6.
- (18) Robert E. Brown, *Middle-Class Democracy and the Revolution in Massachusetts, 1691-1780*, 1955, pp. 21-37, 401-403. マッキンレーによると、ロードアイランドでは潜在的有権者はマサチューセッツよりもすつと少なく、人口の九パーセント、メンシル、ニフの農村部で入バーセント、フィラデルフィア、ブリンナーセントの4分の3 (McKinley, *op. cit.*, pp. 472, 292)。ヒューインシランンドの方が割合は大々々。
- (19) 以下、Perry Miller, *The New England Mind*, 1939, p. 423.
- (20) William Livingstone et al., *The Independent Reflector*, ed. Milton M. Klein, 1963, p. 359; Henry F. May, *The Enlightenment in America*, 1976, p. 27.
- (21) Jackson Turner Main, *The Social Structure of Revolutionary America*, 1965.
- (22) Jackson T. Main, *Government by the People, American Revolution and Democratization of the Legislature*,

1966.

- (23) Jackson T. Main, *The Sovereign States, 1775-1783*, pp. 127-28.
- (24) Main, *Government by the People*.
- (25) American Herald (Boston), Dec. 11, 1786; Main, *ibid.*
- (26) 一七六五年レンヌマル首相の議会演説。 *Regulations Lately Made Concerning the Colonies*, p. 109. イギリスにせよ、フランスにせよ「代表なければ課税なし」という根拠に基づく反論は「実質的代表」という概念によって反論されていた。イギリスの全市民は議会選挙に参加しているといふなどかかわらず、議会に代表をもっている、というのは、彼らは地域的な同質性と一体性をもっているからである、というのである。パークは、「議会は、全体の利益たるべき一つの利益を有する一つの国家の審議のための会議体である。したがって、この会議体においては、地域的な利害や偏見が支配してはならず、全体の理性により生み出される公益が支配すべきである」という (Speech to the Electors)。ただ、パークは「アメリカ植民地においては、それがイギリス本国の利害と同一的でなく、一体性を有しない」として、アメリカ側に同情的となった。マンチエスターやバーミンガムがプリストルと利害を共通にしている場合にはプリストルの代表者はマンチエスターやバーミンガムを代表することができる。従ってマンチエスターやバーミンガムは、プリストルが議席をもっているをえすれば、みずからは議席をもつ必要はない。だが、アメリカのように本国と利害を一つ

にしていない場合には、それは議会によって代表されるとはいふ難いというのである。こうしてバークの場合には、「実質的  
代表」と「実際の代表」とは組み合わさっている。利害を同じ  
くしないものは、「実際に」代表を送るのでなければ、どこか  
らも誰からも代表されない。実質的の代表——規定できないよう  
な利害の共同性と、感情と欲求の共感——は、実際の代表のな  
かに基礎をおかねばならない (A Letter to Sir Hercules  
Langrishe, Bart., 1792.)。しかしアメリカ人は、さらに、「い  
かなる議員も選出した人びとの代表者でしかありえない。選出  
した人びと以外の人びとを代表することはできない。またその  
人たちに代つて何ことにも同意する資格はない」と主張した。  
ここにはアメリカ的代表の概念の一端がうかがわれる。このイ  
デオロギイはやがて国内的意味をもつてこざるをえない。

- (27) Porter, *op. cit.*, p. 11.  
 (28) From Max Farrand, *Records of the Federal Convention of 1787*, Vol. I, pp. 421-23; Alfred de Grazia, *Public and Republic*, 1951, p. 90.  
 (29) de Grazia, *op. cit.*, p. 96.  
 (30) 本文二三—二五ページ参照。  
 (31) Barnhart, *Valley of Democracy*, pp. 106-120.  
 (32) Maine Convention, 1819, *Debates*, p. 106; Porter, *op. cit.*, pp. 50-51.  
 (33) Porter, *op. cit.*, p. 30.  
 (34) N. H. Carter et al., *Report of the Proceedings and*

*Debates of the Convention of 1821*, p. 221.

- (35) Porter, *op. cit.*, p. 59.  
 (36) *Ibid.*, pp. 71-72.  
 (37) *Ibid.*, p. 65 note.  
 (38) de Grazia, *op. cit.*, p. 116.  
 (39) Tocqueville, *op. cit.*, p. 67.  
 (40) Dec. 8, 1829, in *Messages and Papers of the President* (1896 et seq.), Vol. II, p. 442; de Grazia, *op. cit.*, p. 122.  
 (41) J. C. Nicolay and J. Hay, *Abraham Lincoln*, Vol. I, p. 129, quoted in Luce, *Legislative Principles*, p. 471.  
 (42) 註(16)参照。  
 (43) J. Bentham, *Anti-Senatica*, p. 212. ちなみに、シャクソン大統領の国務大臣エドワード・リウイングストンはベンタムの弟子であつた。  
 (44) N. Y. Convention, 1821, *Debates*, p. 178.  
 (45) F. R. Pole, *Political Representation in England & the Origins of the American Republic*, 1966, p. 443; E. Burke, *Thoughts on the Cause of the Present Discontents* (1770), *Works*, London, 1834, i. p. 148.  
 (46) Charles Jenkinson's Speech in Parliament, 1793; J. Mill, *An Essay on Government*, 小川泉一訳一六—一六四ページ。  
 (47) 同小川泉一訳一六三ページ。  
 (48) *Federalists*, No. 10.

- (49) J. Mill, *op. cit.*, 小川訳「大川」一〇。
- (50) *Records*, Vol. I, p. 136; James Madison, *Writings* (ed. 1900-10), Vol. V, p. 17.
- (51) Bentham, *op. cit.*, p. 234.
- (52) J. Mill, *op. cit.*, 小川訳「三三」一〇。
- (53) Bentham, *Works*, Bowring's edition, vol. x, p. 482.
- (54) *Ibid.*, vol. xi, p. 139.
- (55) John Locke, *Fundamental Constitutions for the Government of Carolinas*, 1669.
- (56) May, *op. cit.*, p. 28.
- (57) *Ibid.*
- (58) Tocqueville, *op. cit.*, p. 55.
- (59) *Ibid.*
- (60) *Ibid.*
- (61) Main, *Government by the People*, p. 398.
- (62) Tocqueville, *op. cit.*, p. 55.
- (63) *Ibid.*, p. 56.
- (64) *Ibid.*, p. 50.
- (65) Adlard Wely, *A Visit to North America and the English Settlements in Illinois*, 1831, p. 73.
- (66) Tocqueville, *Journey to America*, p. 254.
- (67) Baynard R. Hall, *The New Purchase: or, Seven and a Half Years in the Far West*, 1843, I, p. 237; R・A・ヒルンソン『フロンティアの遺産』渡辺真由訳「四次」一〇。
- (68) O'Ferrall, *A Ramble of Six Thousand Miles*, pp. 243-44. ヒルンソン一〇。
- (69) Michel Chevalier, *Society, Manners and Politics in the United States*, p. 225.
- (70) Tocqueville, *op. cit.*, p. 182.
- (71) Gordon S. Wood, *Rhetoric and Reality in the American Revolution*, *William & Mary Q.*, 3rd ser., Vol. 23, No. 1, 1966, p. 31.
- (72) Bishop, *op. cit.*, p. 257.

## —付記—

本研究は、昭和五六年・五七年度文部省科学研究補助金（一般研究B）の交付を受けた、「選挙法の立法過程に関する実証的比較法的研究」の一部として行われたものである。